

Check

財務諸表データの作成方法

「会計ソフト」と「税務（申告）ソフト」の互換性に応じた対応

パターン①

ソフト間に互換性がある

会計ソフト

XBRL
OR
CSV
財務諸表データ

税務（申告）ソフト

税務（申告）ソフトからe-Taxに送信することができます！！

※ 会計ソフトからのデータの出力方法や税務（申告）ソフトへの取り込み方法は、ご利用のソフト会社にお問い合わせください。

パターン②

ソフト間に互換性がない

会計ソフト

CSV
財務諸表データ

作成

標準フォーム
CSV
財務諸表データ

e-Taxソフト 又は
税務（申告）ソフト（※）

標準フォームを活用し、CSV形式のデータを作成します。
作成後、e-Taxソフトからe-Taxに送信することができます！！

※ ご利用の税務（申告）ソフトによっては、国税庁標準フォームに加工した財務諸表データ（CSV形式）を取り込んで送信することも可能です。

Check

財務諸表データのe-Tax送信方法

パターン①

申告データと同時送信

税務（申告）ソフト

XML
申告データ

XBRL
財務諸表データ

税務署
(e-Tax)

パターン②

申告データ送信後にe-Taxソフトで追加送信

税務（申告）ソフト

XML
申告データ

e-Taxソフト
(追加送信)

XBRL
OR
CSV
財務諸表データ

税務署
(e-Tax)

※標準フォームの場合はCSV形式

詳しくは、e-Taxホームページを
ご覧ください。

財務諸表データの送信

留萌税務署からのお知らせ

e-Tax申告法人の 4社に3社がALL e-Taxです！！

国税庁では、納税者や税理士の皆様の利便性向上と税務行政の効率化のため、添付書類（財務諸表や勘定科目内訳明細書等）を含めたe-Tax（ALL e-Tax）を推進しています。

ALL e-Tax のメリット

業務の効率化



発送の手間や税務署へ行く手間を解消

ペーパーレス化



書類の保管場所が不要
遠隔地でも書類が確認可能

コスト削減



郵送料、印刷代、交通費の削減

法人税の電子申告のQ&A

01

添付書類を含めたe-Tax（ALL e-Tax）の利用はどのくらい進んでいますか？

e-Taxで申告した法人の4社に3社が、ALL e-Taxです。

02

e-Taxで送信できる添付書類のデータ形式は決まっていますか？

法令により、提出する書類ごとにデータ形式が定められています。

◇財務諸表 XBRL形式・CSV形式
◇勘定科目内訳明細書 XML形式・CSV形式

※ 上記の添付書類はPDF形式による提出が認められていません。

03

CSV形式で財務諸表を作成し、e-Taxで送信する方法を教えてください。

「国税庁動画チャンネル」に動画を掲載しています。

YouTube
「国税庁動画チャンネル」



国税庁 法人番号7000012050002

令和6年10月

さあ、保険の新次元へ。
T&D 保険グループ

その安心で、
企業とともに未来をつくる。

DAIDO 大同生命

北海道支社 旭川営業所/
北海道旭川市四条通10丁目左7号(アルファ旭川ビル3階) TEL 0166-23-1241

企業
保障

ポーター賞
2004年度賞

経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る!

B G Business Guard

AIG損害保険株式会社 旭川支店
TEL. 0166-26-0201

政府労災の上乗せ補償
ハイパー任意労災
(業務災害総合保険)

火災と地震災害に備える
プロパティガード
+ 企業地震保険
(企業財産保険・財物損害補償特約等)

企業向け第三者賠償責任保険
オールスターズ
ALL STARS
(事業賠償・費用総合保険)

個人情報の漏えい事故対策
情報漏えいガード
(個人情報漏洩保険)

22-073003

マイナンバーカードの電子証明書の有効期限にご注意ください！

マイナンバーカードのICチップに書き込まれた電子証明書には、有効期限があります。

有効期限が過ぎた場合には、e-Tax等のご利用ができなくなります。

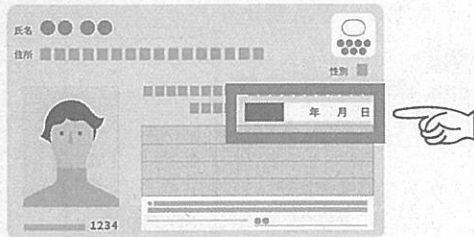
特に、確定申告期は、更新窓口(市町村)の混雑が予想されますので、お早めに更新手続きを行っていただくようお願いします。

電子証明書の有効期限は？

電子証明書の有効期限は、発行日から5回目の誕生日までです。

電子証明書の有効期限を確認するには？

電子証明書の有効期限は、マイナンバーカードの券面に記載されています。記載がされていない場合は、マイナポータルからご確認ください。



マイナンバーカード



マイナポータル

電子証明書を更新するには？

電子証明書の更新が必要な方には、有効期限の2～3ヶ月前に、地方公共団体情報システム機構からご自宅に有効期限通知書が郵送されます。

更新は、有効期限の3ヶ月前からできますので、マイナンバーカードと有効期限通知書を持参のうえ、お住まいの市町村窓口で手続きを行ってください。

なお、電子証明書の有効期限が切れても、お住まいの市町村窓口で手続きを行うことで再発行できます。

注意事項

更新当日は、e-Tax等のサービスを利用できない場合がありますので、お早めに手続きを行ってください。

【留萌税務連絡協議会】

留萌地方青色申告会連合会・公益社団法人留萌地方法人会・留萌間税会・留萌小売酒販組合・留萌税務署